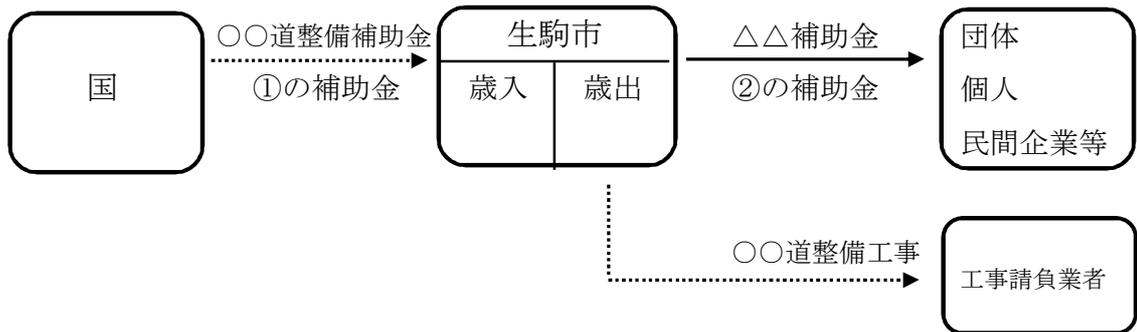


補助金とは・・・
 (広義)
 各種の行政上の目的をもって、
 ①国から地方公共団体や民間等に対して (〇〇国庫補助金等) 又は
 ②地方公共団体から民間等に対して
 交付される現金的給付をいう。

(イメージ)



1. 補助金と負担金と交付金について

※1歳出予算科目「節19. 負担金補助及び交付金」における分類

行政内部で検討	(1) 負担金 地方公共団体が特別の利益を受ける事業に対して、この事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出するものや、一定の事業について経費の負担割合が定められているとき、その負担区分により負担するもの →流域下水道負担金など 地方公共団体が協会等の会員となっているときに、その団体の必要経費に充てるため取り決められた費用を支出するもの →全国〇〇会負担金、△△協会負担金など
	(2) 補助金 ある事業や研究等を行う者に対し、その事業や研究を育成、助長するために、地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するもの →〇〇補助金など今回の検討対象補助金多数
行政委員会 で 検討	(3) 交付金 法令や条例、規則等により、団体や組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務の処理の報償として支出するもの

2. 補助金支出の根拠について

憲法第89条・・・

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

地方自治法第232条の2・・・

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

これらに反しない限り補助金の支出は可能

3. 補助金の種類

(1) 事業補助と運営補助（補助金の性質）

①事業補助	団体や事業者が実施する特定の事業に対する補助で、個人が対象であっても市の事業促進のために行われるものは含まれる。 (いこまどんどこまつり実行委員会補助金、生垣助成制度補助金、私立保育所等施設整備費補助金 など)
②運営補助	団体等の運営を円滑に行うための補助 (シルバー人材センター運営補助金、私立保育所運営補助金など)

(2) 団体補助と個人補助（補助金の交付先）

①団体補助	各種団体に対し交付される補助 (社会福祉協議会補助金、商工会議所補助金、生涯学習推進連絡会補助金など)
②個人補助	個人に対し交付される補助 (家庭生ごみ自家処理容器設置補助金、ヒブワクチン接種補助金など)

(3) 国庫補助金等の※2特定財源のある補助金（補助金の財源の有無）

①財源のある補助	市がおこなう補助金交付事業に対し、国や県等の補助制度があるもの (浄化槽設置整備費補助金、住宅耐震診断推進補助金など)
②財源のない補助	全額市の※3一般財源でまかなわれる補助 (自治振興補助金他多数)

4. 補助金交付の流れ

別紙「生駒市補助金等交付規則 関係手続きフロー図」参照

5. 「節19」以外の補助金について

補助金支出の予算科目は主に「節19. 負担金補助及び交付金」であるが、予算科目※4「節20. 扶助費」から支出される現金的給付

(例) 生駒市高齢者交通費助成

70歳以上の高齢者に10,000円相当のバス・電車・タクシー乗車券、を交付

6. 用語の説明

※1 歳出予算科目

予算に計上されている費目の内容を表す事項の名称。地方公共団体の予算は歳入歳出とも大きい区分順に「款・項・目・節」に分類される。「節1. 報酬」から「節28. 繰出金」までの予算科目がある。

※2 特定財源

財源の用途が特定されているもの（国庫支出金、県支出金、地方債等）

※3 一般財源

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるもの（地方税、地方譲与税、地方交付税等）

※4 「節20. 扶助費」

地方公共団体が各種の法令（生活保護法、児童福祉法等）に基づき被扶助者に対して支給する費用、及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の支出額。

直接補助

地方公共団体が独自の判断によって支出するもの（多数有り）

間接補助

国の施策に基づき、国から補助金を受けて地方公共団体が間接的に補助を行うもの

生駒市補助金等交付規則

関係手続きフロー図

